

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十三号

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

広島県建築基準法施行条例（昭和四十七年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（仮設興行場等に対する適用除外） 第十九条 法第八十五条第六項若しくは第七項の規定による許可を受けた仮設興行場等、法第八十七条の三第六項の規定による許可を受けた興行場等又は同条第七項の規定による許可を受けた特別興行場等については、この条例は、適用しない。</p>	<p>（仮設建築物等に対する適用除外） 第十九条 法第八十五条第五項の許可を受けた仮設建築物又は法第八十七条の三第五項の規定により興行場等として使用する許可を受けた建築物については、この条例は、適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。